

浜松市公告第957号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。当該届出及びその添付書類は、この公告の日から4月間浜松市産業部産業振興課において縦覧に供する。

平成28年9月6日

浜松市長 鈴木 康友

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友浜松有玉南店

浜松市東区有玉南町2321番地の1 外

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(小売業者の入店)

名 称	代表者氏名	住所
株式会社セリア	代表取締役 河合 映治	岐阜県大垣市外渕2丁目38番地
株式会社イケダヤ	代表取締役 池田 勝臣	静岡県浜松市天竜区二俣町二俣85番地の1

3 変更年月日

平成28年3月24日

4 変更する理由

テナント出店のため